

道路占用料等を徴収する対象物件の見直し

道路法第32条第1項第1号に基づく占用物であり、三浦市道路占用料条例別表に定める占用物件のうち、「支線柱及び支柱」について削除する。また、三浦市漁港管理条例及び三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例においても、三浦市道路占用料条例の規定を準用しているため、同様に「支線柱及び支柱」について削除する。

これについては、国が直接管理を行う国道に適用する道路法施行令に定める占用物件には明記が無く、平成3年3月29日付け道路局路政課長通達において、支柱及び支線については占用料を徴収せず、支線柱は「その他の柱類」の項を適用するよう整理されている。

神奈川県道路占用料徴収条例においては、「支線柱及び支線」という項が設けられ、本市もこれに倣っていたが、令和3年4月1日施行の県条例改正にて同項が削除され、道路法施行令と同様の取り扱いとなったため、当市の条例についても同様の改正を行う。